(イ)復職ニテ又ハ (ロ)解雇ニテ

解雇ニ付

ノ如キ最後的交渉ノ結果両者互譲ノ精神ニ

依リテ左ノ如ク円満解決ス

要求ノ点ハ方針ノ問題ナルヲ以テ論ヲ俟タズト

雖モ既ニ決定セル(右結局ハ我ガトスルコト)

1. 勤労ヨリ毎月一日、十五日ノ二回トスルコト

2. ストライキ中ハ右ヨリ支給スルコト

3. 解雇ハ復職ニテ又ハ

解雇ニハ復職ニテ又ハ

解雇トシ決定トシテ如何ニ

(協調會勞働課)